

大分大学経済学部の授業における体験活動に関する協定書

一般財団法人すみれ学級（以下、「甲」という。）と大分大学経済学部（以下、「乙」という。）は、甲乙間で行う標記授業内の体験活動に関する取り扱いについて、次のとおり協定する。

第1条（目的） この体験活動は、乙が派遣する学生を甲が受入れることにより、受講生に社会活動体験の機会を提供し、もって受講生の人格形成と社会的知見を高めることを目的とする。

第2条（内容等） 内容は、甲の業務に関する内容について乙が甲と協議して定めるものとする。

第3条（期間） 期間は平成29年5月から平成30年1月までの期間とする。  
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第4条（災害補償） 乙は、受講生に対し、「学生教育研究賠償責任保険」及び「インターネット・教職資格活動等賠償責任保険」に加入させるものとする。

第5条（その他） この協定に定めのない事項、その他体験活動に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものと  
する。

平成 29年 5月 22日

(甲) 大分市中戸次 4496 番地の2

一般財団法人すみれ学級

理事長 藤井 富雄



(乙) 大分市大字旦野原 700 番地

国立大学法人 大分大学経済学部

学部長 大崎 美卓

